

水戸市建設工事総合評価方式入札試行要項新旧対照表

財務部契約検査課

現 行	改 正
(趣旨) 第1条 この要項は、水戸市が発注する建設工事の請負契約に係る入札を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）により実施することについて、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (略) (落札者決定基準) 第4条 (略) 2 前項第2号に掲げる技術的資料は、次の各号に掲げる資料提出とする。 (1) 評価点算出資料一覧表（様式第1号） (2) 企業の施工実績評価資料（様式第2号）	(趣旨) 第1条 この要項は、水戸市が発注する建設工事の請負契約に係る入札を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）により試行することについて、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (略) (落札者決定基準) 第4条 (略) 2 前項第2号に掲げる技術的資料は、次の各号に掲げる資料提出とする。 (1) 評価点算出資料一覧表（様式第1号） (2) 技術資料（評価項目算定用）提出チェックリスト（様式第2号）

- (3) 配置予定技術者の施工経験評価資料（様式第 3 号）
- (4) 施工計画（様式第 4 号）
- (5) 技術資料の提出について（様式第 5 号）
- (6) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第 6 号）
- (7) 若手又は女性技術者の配置資料（様式第 7 号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（公告）

第 5 条 市長は、総合評価方式による入札に係る規程第 20 条又は第 37 条の規定による公告をするときは、総合評価方式による入札を行う旨及び前条の落札者決定基準についても、公告するものとする。

（評価）

第 6 条

（略）

(3) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第 3 号）

(4) 企業の施行実績評価資料（様式第 4 号）

(5) 配置予定技術者の施行経験評価資料（様式第 5 号）

(6) 技能者（登録基幹技能者）の活用評価資料（様式第 6 号）

(7) 緊急対応又は防疫業務の活動評価資料（様式第 7 号）

(8) 「緊急対応の活動証明書」請求書兼緊急対応の活動証明書（様式第 8 号）

(9) 地域活動（ボランティア）の実績評価資料（様式第 9 号）

(10) 若手・女性従業員の活用評価資料（様式第 10 号）

(11) 若手・女性従業員の雇用評価資料（様式第 11 号）

(12) 施工計画（様式第 12 号）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（公告）

第 5 条 市長は、総合評価方式による入札に係る規程第 20 条又は第 37 条の規定による公告をするときは、総合評価方式による入札を行う旨及び前条の落札者決定基準について公告するものとする。

（評価）

第 6 条

（略）

2 市長は、評価対象項目を第4条第1項第4号に掲げる評価基準により点数化した数値の合計（以下「評価点」という。）を入札価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、入札価格に当該支出額を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。

（落札者の決定）

第7条 総合評価方式における落札者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が失格基準価格を上回っていること。

- (3) すべての評価対象項目の評価点が第4条第1項第4号に掲げる評価基準に定める最低基準点を上回っていること。

- (4) 評価値が、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される評価点を予定価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値をいう。）を上回っていること。

2 総合評価方式による評価の方法は、評価対象項目を第4条第1項第4号に掲げる評価基準により点数化した数値の合計（以下「評価点」という。）を入札価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、入札価格に当該支出額を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）を求める除算方式とする。

（落札者の決定）

第7条 総合評価方式における落札者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領（以下「低入札価格調査等実施要領」という。）に定める失格基準価格を下回る価格でない者であること。

- (3) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

- (4) 施工計画又は技術提案の評価が不可でないこと。

- (5) 評価値が、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される評価点を予定価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値をいう。）を上回っていること。

(略)

(学識経験者への意見聴取)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(責任の所在等)

第9条 市長は、技術提案を評価したことにより当該技術提案に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、及び技術提案どおりの施工ができなかった場合は、契約金額を減額し、又は損害賠償の請求を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

(6) 低入札価格調査等実施要領に定める低入札価格調査の対象となった者にあつては、低入札価格調査等の結果、契約の内容に適合した履行ができると認められた者であること。

(略)

(学識経験者への意見聴取)

第8条 (略)

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(責任の所在等)

第9条 市長は、総合評価方式による入札を行おうとするときは、技術資料に記載された計画どおりの履行が為されなかった場合及び記載事項に虚偽のあった場合は、工事成績評定を減ずる措置又は入札参加資格停止措置を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

2 技術提案の提出を求めた総合評価方式による入札においては、技術提案を評価したことにより当該技術提案に基づく工事に関する建設業者の

(略)

(補則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

様式第 1 号～様式第 7 号

責任が軽減されるものではないこと，及び技術提案どおりの施工ができなかった場合は，契約金額を減額し，又は損害賠償の請求を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

(略)

(評価結果等の公表)

第 12 条 市長は，総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合には，速やかに様式第 13 号により次の事項を公表するものとする。

(1) 各入札参加者名

(2) 各入札参加者の入札価格

(3) 各入札参加者の技術評価点

(4) 各入札参加者の評価点

(補則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この要項は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし，様式第 8 号の改正規定は，公布の日から施工する。

様式第 1 号～様式第 7 号 様式変更

	様式第 8 号～様式第 13 号 様式追加
--	-----------------------